

大阪、昭57不20、昭59.1.20

命 令 書

申立人 全日本港湾労働組合関西地方阪神支部  
同 X 1  
同 X 2  
同 X 3  
同 X 4

被申立人 関西汽船株式会社

主 文

- 1 被申立人は、申立人 X 4 の机を他の管理課職員の机と並べるなど適切な位置に配置しなければならない。
- 2 被申立人は、1メートル×2メートル大の白色木板に下記のとおり明瞭に墨書して、速やかに弁天埠頭社屋玄関付近の従業員の見やすい場所に1週間掲示しなければならない。

記

年 月 日

全日本港湾労働組合関西地方阪神支部

執行委員長 A 1 殿

関西汽船株式会社

代表取締役 B 1

当社が行った下記の行為は、大阪府地方労働委員会において、労働組合法第7条第1号に該当する不当労働行為であると認められましたので、今後このような行為を繰り返さないようにいたします。

記

- (1) 貴組合員 X 1 氏の机を昭和57年4月1日に他の従業員から隔離して配置し、また同日コンピュータのマニュアルの研究を口実に仕事を取り上げたこと
  - (2) 貴組合員 X 2 氏、同 X 3 氏及び同 X 4 氏の机を昭和57年4月5日に他の従業員から隔離して配置したこと
- 3 申立人のその他の申立ては、これを棄却する。

理 由

第1 認定した事実

1 当事者等

- (1) 被申立人関西汽船株式会社（以下「会社」という）は、肩書地に本社を置き、主として海運業を営む会社で、その従業員は本件審問終結時約1,000名である。
- (2) 申立人全日本港湾労働組合関西地方阪神支部（以下「組合」という）は、主として阪神地方の港湾労働者によって組織されている労働組合で、その組合員は本件審問終結時

約1,400名である。

また、申立人X1、X2、X3及びX4（以下同人らをそれぞれ「X1」、「X2」、「X3」及び「X4」という）らは、組合に加入している会社の従業員である。

なお、会社には組合の分会として全日本港湾労働組合関西地方阪神支部関西汽船分会（以下「分会」という）があり、その分会員は本件審問終結時約39名である。

- (3) 会社には、この外会社の従業員で組織する関西汽船労働組合（以下「別組合」という）があり、その組合員は本件審問終結時約180名である。

## 2 別組合脱退者の組合加入とその後の労使関係

- (1) 別組合の労使協調路線の運動方針に批判的な立場にあった別組合の元執行委員長X4ら46名は、昭和57年1月6日に会社から別組合に提案のあった「関西汽船自立再建基本計画」を同組合が受け入れる姿勢を示したのを機に、1月21日に組合に加入を申し込み、同日、組合は同人らの加入を承認したので、同人らは分会を結成し、翌22日、同人らは会社に分会の結成通告を行うとともに、別組合を脱退した。

- (2) 1月27日、組合は会社が別組合との唯一交渉団体約款の存在等を理由に団体交渉を拒否しているとして、当委員会に不当労働行為救済申立て（昭和57年（不）第3号事件）を行った。

なお、当委員会は前記申立てに対し、57年8月13日、組合の請求を一部認容し、団体交渉応諾の救済命令を発したが、会社は、中央労働委員会に再審査の申立てを行い、現在係属中であり、会社は、本件審問終結に至るまで、団体交渉応諾命令を履行していない。

## 3 X1の機の配置及び担当業務問題について

- (1) X1の会社における経歴について

ア X1は昭和37年3月入社し、本社で主に経理関係を担当し、50年3月から総務部電算機チームに、53年7月から本社経理部に、56年9月から総務部電算室システム開発課に勤務し、審問終結時に至っている。

なお、総務部電算室システム開発課は、二度にわたる機構改革により、審問終結時現在、事務システム部開発課になっている。

イ X1がコンピュータの仕事に携わったのは、50年3月に総務部電算機チームに配属され、53年7月に経理部へ転勤するまでの期間のうちの約6カ月間と、総務部電算室システム開発課に配属された56年9月から、審問終結時に至るまでの期間で、使用していた機種は、総務部電算機チームにおいては、ユニパックのOUK9700Ⅱ（以下「OUK9700Ⅱ」という）、総務部電算室システム開発課においてはOUK9700Ⅱより大型の富士通M160F（以下「M160F」という）である。

ウ X1は、M160Fを操作して一応日常業務だけは支障なく行っていた。

- (2) 機の配置及び担当業務問題について

ア 56年12月7日の機構改革により総務部電算室システム開発課は、事務システム部開発課と同部運用課に分かれた。

イ 上記の機構改革に伴い、X1は事務システム部開発課に配属され主にクレップスと称する経理関係の電算処理システム（以下「クレップス」という）のメンテナンス及び開発を引き続き担当し、それまで担当していたクレップスの運用については、運用

課のC 1（以下「C 1」という）が担当することになったが、引き継ぎを兼ねてC 1の補佐として、暫時クレップスの運用業務を行うことになった。

また、他の開発課員の業務分担は次のようになっていた。すなわち、C 2（以下「C 2」という）とC 3（以下「C 3」という）は、主にオンライン関係の業務を、C 4（以下「C 4」という）は、クレップス以外の経理関係の業務をそれぞれ担当し、課員以外に別会社より派遣されているC 5（以下「C 5」という）はコンピュータ全般の技術指導を、C 6とC 7はコンピュータの操作を担当していた。

ウ 上記機構改革に伴う業務分担の変更により、机の配置換えが行われたが、その後これによって特に業務上支障をきたすこともなく経過した。

エ X 1は上記機構改革後の57年1月28日組合に加入したが、本件審問終結時に至るまで組合員は、事務システム部ではX 1一人であった。

オ 3月31日、開発課長B 2（以下「B 2課長」という）は、X 1の不在の時に課員に指示し、机の配置換えを行わせた。

配置換え前とその後の机の配置状況は、図1及び図2のとおりである。

図1（57年3月31日以前）

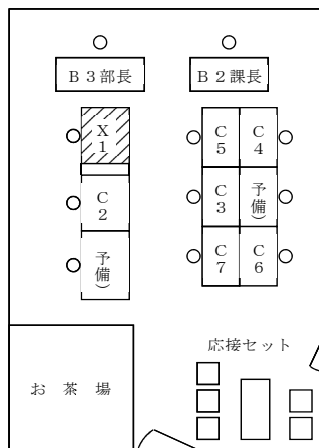
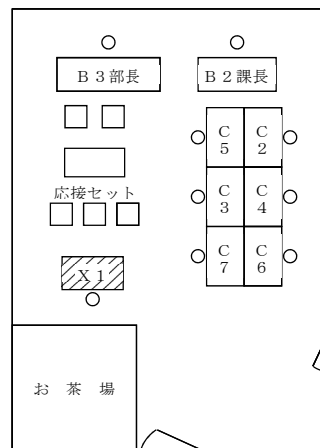


図2（57年4月1日以降）



カ 4月1日朝、B 2課長は課員に対し、机の配置換えについて説明を行い、課員らは了承した。

その時、X 1は社用で不在であった。

キ X 1は、同日の午前10時20分頃帰社し、B 2課長から机の配置換えと担当業務に関して、次のような説明と指示を受けた。

- ① 机の配置換えは、気分一新のため、昨日の夕方急きょ決定し、実施した。
- ② 担当業務については、現在会社が委託している住友ビジネスコンサルタント（以下「ビジネスコンサルタント」という）が業務分析を行い、会社の業務改善推進チーム（以下「推進チーム」という）が社内業務の見直しを行っており、クレップスの見直しも行われる予定である関係上、クレップス関係業務は一時中止するので、M160Fの操作に慣れるために「M160Fのマニュアル」（以下「マニュアル」という）を読んで研究すること。なお、この間必要があれば、B 2課長がX 1に代わってクレップス担当業務を行う。

ク 上記説明に際し、B 2課長は業務見直しの期間も示さず、また研究するように指示したマニュアルは積み上げると厚さ1メートルにもなるような膨大なものにもかかわ

らず、研究すべき事項を具体的に指示しなかった。

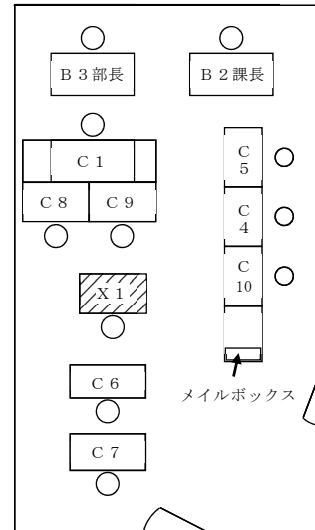
ケ X 1はB 2課長の説明及び指示に対し、机の配置換えと業務内容について異議を申し立てた。

コ 9月8日、機構改革が行われ、事務システム部開発課と同部運用課が統合され、同部開発課となり、図3のとおり机の配置換えが行われた。

サ 上記の機構改革にあたり、X 1は4月1日前に担当していたクレップス業務を行うことになった。

シ なお、会社は4月1日以降X 1に対し、マニュアルの研究の成果を試すことや、その成果に基づいた報告書を提出させるようなことを行っていない。

図3 (57年9月8日以降)



#### 4 X 2、X 3の机の配置換え問題について

##### (1) X 2の会社における経歴等について

ア X 2は、昭和33年3月入社した後、本社営業部営業課（以下「営業課」という）勤務になり、57年4月5日に業務分担が変更されるまで、京阪神地区・滋賀県内の旅行あつ旋業者に対するセールス業務に従事していた。

イ X 2は57年1月21日組合に加入し、分会が結成されると同時に分会の執行委員に就任した。

##### (2) X 3の会社における経歴等について

ア X 3は、営業課において、57年4月5日に業務分担が変更されるまで、営業課員であるC 11やC 12の指示を受け、電話や来客の対応及び各旅行業者の実績統計業務などに従事していた。

イ X 3は57年1月21日組合に加入し、分会が結成されると同時に分会の書記次長に就任した。

##### (3) 机の配置換え問題について

ア 57年3月31日、営業課のC 13（以下「C 13」という）が別会社に出向したため4月1日営業部長B 4（以下「B 4部長」という）は、業務分担の調整と机の配置換えを行うように営業課長B 5（以下「B 5課長」という）に指示した。

イ 4月2日の夕方、X 2、X 3が不在中に机の配置換えが行われた。

配置換え前とその後の机等の配置状況は図4及び図5のとおりである。

ウ 4月5日の朝、B 5課長は課員を集め、C 13の出向に伴う業務分担の変更と机の配置換えについて説明し、X 2に対して顧客サービス改善業務を、X 3に対して実績統計業務を担当するように指示した。